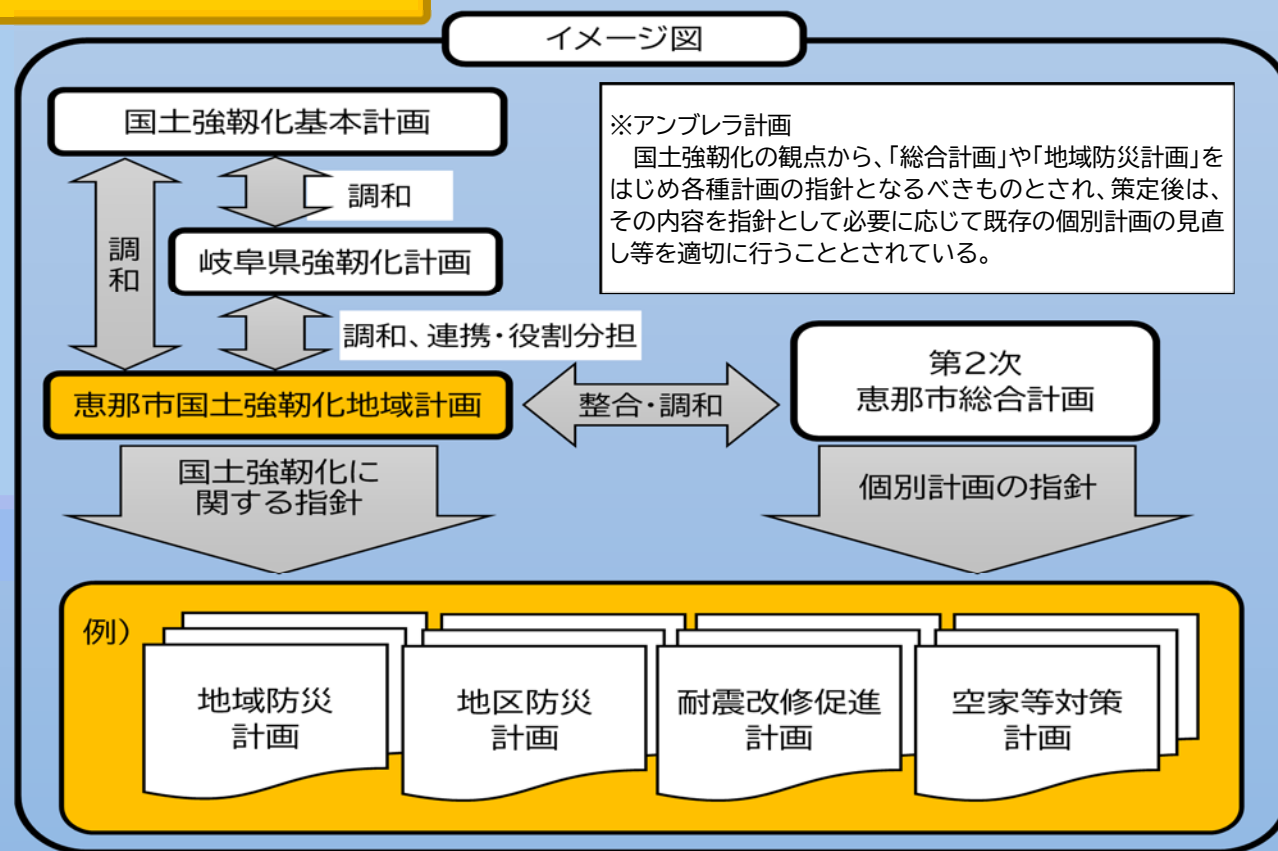


1. 策定の趣旨（1頁）

本計画は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国、県、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心なまちづくりを推進するため策定

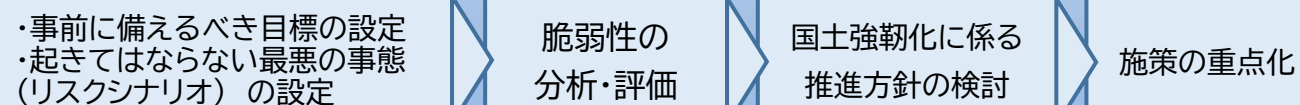
2. 計画の位置づけ（1頁）



3. 想定するリスク（3頁）

本計画は、地域防災計画を踏まえ、風水害、土砂災害、地震災害など大規模自然災害全般を対象とする

4. 目標達成に向けた計画策定の流れ（4頁）



5. 基本目標（6頁）

- いかなる災害等が発生しようとも、
- I 市民の生命の保護が最大限図られること
 - II 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
 - III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - IV 迅速な復旧復興

6. 強靱化を推進する上での基本的な方針（6頁）

- (1) 本市の特性を踏まえた取組推進
 - ・ 人口減少の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取り組みを進めること
 - ・ 過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取り組みに当たること
 - ・ それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取り組みに当たること
- (2) 効率的・効果的な取組推進
 - ・ 国、県、近隣市町村、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取り組みを進めること
 - ・ 「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取り組みを国全体を進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取り組みにあたること
 - ・ 非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取り組みとの連携を図ること
 - ・ 限られた資源の中、国の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること

7. 脆弱性評価、推進方針の整理（7頁～）

- (1) 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定（※裏面に記載）
 - ・ 基本目標を達成するために事前に備えるべき目標【7項目】を設定
 - ・ 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)【21項目】を設定
- (2) 「施策分野」の設定
複数の施策分野に關係するリスクシナリオが多数存在することから、脆弱性を的確に把握し、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、6つの個別施策分野(i 行政機能、ii 住宅・都市・土地利用、iii 保健医療・福祉、iv 産業、v 国土保全・交通、vi 環境)、2つの横断的分野(vii リスクコミュニケーション、viii 老朽化対策)の【計8項目】設定

8. 国土強靱化に係る推進方針（11頁～）

事前に備えるべき目標 【7項目】		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ) 【21項目】		推進方針（※ ●重点化施策項目） 本編での推進方針の掲載箇所：「施策分野ごとの推進方針(11頁～)」「リスクシナリオごとの推進方針(28頁～)」「重点化施策項目(26頁～)」			
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	○市有建築物の耐震化 ●家具固定の推進 ○市街地整備 ●道路施設の維持・長寿命化対策 ○出火防止対策 ●公共施設の総合的な管理計画	●避難施設の確保 ●空き家対策 ○土地区画整理事業 ●ブロック塀の除却推進 ○埋設ガス管の耐震化	○緊急地震速報時等の対応強化 ○大規模盛土造成地対策 ●公園整備 ●消防力の強化 ●道路整備・狭あい道路解消	●民間建築物の耐震化 ○観光施設等の耐震化・老朽化対策 ○農地の活用 ●初期消火対策 ○無電柱化対策
		1-2	異常気象、堤防決壊等による広域かつ長期的な市街地等の浸水被害の発生	●公共下水道の整備 ○要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	○農業施設の排水機能確保 ●適切な避難行動の周知啓発	●河川・水路施設等の整備	●河川・水路施設等の維持・長寿命化対策
		1-3	大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生	○森林・里山の保全・治山事業	●急傾斜地及び道路路面の崩壊対策	○要配慮者利用施設の避難確保計画策定推進	●適切な避難行動の周知啓発
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○防災行政無線 ●地域の防災力の向上 ○特設公衆電話の配備	●情報伝達ツールの多重化 ○ハザードマップの活用	○総合防災情報システム ○防災教育の推進	○外国人への情報伝達 ○避難行動要支援者対策
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○公的備蓄の充実 ○輸送計画の策定	○個人備蓄の推進 ●上下水道施設の耐震化・老朽化対策	○企業備蓄の推進 ●道路ネットワークの確保	●受援体制の整備
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	○孤立地域の予測	●通信手段・迂回路の確保	○孤立対策の推進	
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●消防力の強化 ●道路整備・狭あい道路解消(再 1-1)	○消防人材・消防団員の確保・育成	○受援体制の整備(再 2-1)	●道路ネットワークの確保(再 2-1)
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○救命救急体制の充実 ●道路ネットワークの確保(再 2-1・3)	●医療救護体制の充実	○医療・介護人材の育成	○福祉施設の防災対策
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●防災拠点としての庁舎機能の向上 ●避難所機能の充実	○業務継続体制の強化 ○非常電源設備	○埋設ガス管の耐震化(再 1-1) ○受援体制強化	
4	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	○企業の事業継続支援	●企業誘致の推進	○大規模工場における浸水防止	
		4-2	幹線が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止	●道路ネットワークの確保(再 2-1・3・4) ○踏切対策事業	●幹線道路整備	●道路施設の維持・長寿命化対策(再 1-1) ○幹線道路沿いの樹木の伐採	
		4-3	食料等の安定供給の停滞	○協定締結の促進	○農業水利施設の老朽化対策	○農地の活用(再 1-1)	
5	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	ライフライン(電気、ガス、上下水道、情報通信等)の長期間にわたる機能停止	○ライフライン事業者との協力連携の強化 ○再生可能エネルギーの導入拡大 ○埋設ガス管の耐震化(再 1-1,3-1)	○備蓄の推進 ○処理施設における排熱の活用	●災害用トイレ対策 ○幹線道路沿いの樹木の伐採(再 4-2)	○災害用バルクシステムの導入 ●上下水道施設の耐震化・老朽化対策(再 2-1)
		5-2	地域交通ネットワークの分断	○道路等の復旧に係る協定締結 ○踏切対策事業(再 4-2)	●道路ネットワークの確保(再 2-1・3・4,4-2)	●幹線道路整備(再 4-2)	●道路施設の維持・長寿命化対策(再 1-1,4-2)
		5-3	異常湧水等による用水の供給の途絶	○給水体制の構築			
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●ため池の防災対策	○河川構造物等の維持管理対策		
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	●農地・農業水利施設等の適切な保土管理	●森林の整備・保全	○治山対策	
7	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の大幅な遅れ	●災害廃棄物処理体制の充実強化			
		7-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ	○ボランティア対策 ○TEC-FORCE との連携	○職員参集体制の確立	○応急危険度判定士の確保	○被害認定調査の効率化
		7-3	幹線道路の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ	●地籍調査	○道路施設の定期的な点検、補修		
		7-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の大幅な遅れ	●自主防災組織育成	○防災士育成	○防犯ボランティア団体の育成強化	○逸走動物対策